

第9回教育委員会

平成29年3月30日
午前10時
本庁舎屋上会議室

議案

議案第60号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の休暇等勤務条件に関する規則案

議案第 60 号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 規則案

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間及び休日)

第2条 臨時的任用職員の勤務時間及び休日については、臨時的任用職員以外の常勤の職員の例による。

(時間外勤務)

第3条 業務上臨時の必要がある場合には、臨時的任用職員に対し、所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命ずることができる。

2 教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則（平成29年大阪市規則第 号）の適用を受ける臨時的任用職員に対し、前項の規定により、勤務することを命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。この場合においては、当該臨時的任用職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議（公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号ハに規

定する職員会議をいう。) に関する業務

- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

- 3 第1項の規定による勤務(前項に規定する場合を除く。)は、超過勤務命令簿により命ずる。

(時間外勤務代休時間)

第4条 職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)第4条第1項の給料表の適用を受ける職員の例により超過勤務手当を支給すべき臨時的任用職員に対して、臨時的任用職員以外の常勤の職員の例により、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された臨時的任用職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、所定の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇の種類)

第5条 臨時的任用職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

第6条 臨時的任用職員には、任用の期間に応じて別表第1に定める日数(任用の期間が更新された場合にあっては、当該更新前に取得した年次休暇の日数を任用の期間(更新された期間を含む。)に応じて別表第1に定める日数から減じた日数)の年次休暇を与える。

- 2 年次休暇は、割り振られた1の勤務時間を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

- 3 前項に定める単位による年次休暇は、7時間45分をもって1日に換算する。

(病気休暇)

第7条 臨時的任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しない

ことがやむを得ないと認められる場合には、当該職員に対し、病気休暇を与えることができる。ただし、任用の期間（更新された期間を含む。）を通じて当該任用の期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に6分の25を乗じて得た数に相当する日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えて与えることはできない。

2 前項の病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

3 病気休暇の単位は、1日とする。

4 病気休暇の承認を受けようとする臨時的任用職員は、その理由及び期間を明らかにし、かつ、所定の様式による医師の診断書を添えて、あらかじめ校長又は園長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後速やかに、医師の診断書を添えて、承認を求めなければならない。

（特別休暇）

第8条 次の各号に掲げる場合には、臨時的任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。

- (1) 臨時的任用職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通の制限又は遮断により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
- (2) 臨時的任用職員が風水害、震災、火災その他の非常災害による交通の遮断により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
- (3) 風水害、震災、火災その他の非常災害により臨時的任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 7日を超えない範囲内で必要と認める期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、臨時的任用職員が交通機関の事故等の不可抗力の事故により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
- (5) 臨時的任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認

める期間又は時間

- (6) 臨時的任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める期間又は時間
- (7) 女子の臨時的任用職員が分べんする場合（次号に掲げる場合を除く。） 分べん予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該分べんの日（分べん予定日前に分べんした場合にあっては、分べん予定日）後8週間を経過する日までの期間内において必要と認める期間
- (8) 女子の臨時的任用職員が分べんする場合で流産、早死産その他やむを得ない事情により、前号に定める期間により難いとき 産前産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間（ただし、分べんの日以後の期間は16週間を限度とする。））（分べん予定日後に分べんしたことにより当該期間のうちの産後の期間が8週間に満たないこととなった場合にあっては、その満たない日数に相当する日数を16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）に加えた期間）を超えない範囲内で必要と認める期間
- (9) 妊娠中の女子の臨時的任用職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき7日を超えない範囲内で必要と認める期間
- (10) 女子の臨時的任用職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合 当該職員が請求した期間
- (11) 臨時的任用職員が結婚する場合 5日
- (12) 忌引の場合 別表2に定める期間
- (13) 臨時的任用職員が生後満1年に達しない子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。以下次号及び別表第2において同じ。）を育てる場合 1日2回合わせて60分を超えない範囲内で必要と認める時間

(14) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する臨時的任用職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任用の期間6箇月につき2日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、4日）を超えない範囲内で必要と認める期間

(15) 条例第12条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護その他の教育長が定める世話を行う臨時的任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 任用の期間6箇月につき2日（要介護者が2人以上の場合にあっては、4日）を超えない範囲内で必要と認める期間

(16) 臨時的任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月1日から9月30日までの間において次に定める日数を超えない範囲内で必要と認める期間

ア 当該年度の6月1日以前に任用された職員 4日

イ 当該年度の6月2日から7月1日までの間に任用された職員 2日

(17) 臨時的任用職員（教育長が定める職員に限る。）が、就職活動を行う場合 1週間につき1回を限度として必要と認める時間

(18) 前各号の場合に準ずる特別の事由のある場合 必要と認める期間又は時間

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項第14号、第15号及び第17号の規定による特別休暇に準用する。

（臨時的任用職員の休暇の特例）

第9条 第5条から前条までの規定にかかわらず、第3条第2項に規定する臨時的任用職員の休暇の種類及び期間は、別表第3のとおりとする。

(休暇に関する準用)

第 10 条 第 6 条から前条までに定めるもののほか、臨時的任用職員の休暇については、臨時的任用職員以外の常勤の職員の例による。

(施行の細目)

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

任用の期間	年次休暇付与日数
2 月を超え 3 月を超えない期間	2 日
3 月を超え 4 月を超えない期間	3 日
4 月を超え 5 月を超えない期間	4 日
5 月を超え 6 月を超えない期間	5 日
6 月を超える期間	10 日

別表第 2 (第 8 条関係)

死亡した者	期間
配偶者	5 日
父母及び子	3 日
祖父母及び兄弟姉妹	1 日

別表第 3 (第 9 条関係)

項番号	休暇の種類	期間
1	年次休暇	任用の期間 1 年につき 20 日 (任用の期間が 1 年に満たない場合に

			あつては、20 日に当該任用の期間の日数をその属する会計年度の日数で除して得た数を乗じて得た日数（1 日未満の端数は切り捨てる。））を超えない範囲内で必要と認める期間
2	病気休暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間
3	特別休暇	臨時的任用職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断により出勤できない場合	必要と認める期間又は時間
4		臨時的任用職員が風水害、震災、火災その他の非常災害による交通の遮断により出勤できない場合	必要と認める期間又は時間
5		風水害、震災、火災その他の非常災害により臨時的任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7 日を超えない範囲内で必要と認める期間
6		その他交通機関の事故等の不可抗力の事故により出勤	必要と認める期間又は時間

		できない場合	
7		臨時的任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認める期間又は時間
8		臨時的任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他官公署へ出頭する場合	必要と認める期間又は時間
9		臨時的任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認める期間又は時間

10		女子の臨時的任用職員が分 べんする場合（次項に掲げる 場合を除く。）	分べん予定日の8週間（多胎妊娠 の場合にあつては、16週間）前の 日から当該分べんの日（分べん予 定日前に分べんした場合にあつて は、分べん予定日）後8週間を経 過する日までの期間内において必 要と認める期間
11		女子の臨時的任用職員が分 べんする場合で流産、早死産 その他やむを得ない事情に より、前項に定める期間によ り難いとき	産前産後を通じて16週間（多胎妊 娠の場合にあつては、24週間（た だし、分べんの日以後の期間は16 週間を限度とする。））（分べん 予定日後に分べんしたことにより 当該期間のうちの産後の期間が8 週間に満たないこととなった場合 にあつては、その満たない日数に 相当する日数を16週間（多胎妊娠 の場合にあつては、24週間）に加 えた期間）を超えない範囲内で必 要と認める期間
12		妊娠中の女子の臨時的任用 職員が妊娠に起因する体調 の不良等のため勤務するこ とが著しく困難な場合	1回の妊娠につき7日を超えない 範囲内で必要と認める期間
13		女子の臨時的任用職員が生 理日に勤務することが著し	当該職員が請求した期間

		く困難な場合	
14		臨時的任用職員が結婚する場合	5 日
15		忌引の場合	配偶者並びに血族の父母及び子が死亡した場合にあつては 7 日、血族の祖父母及び兄弟姉妹並びに姻族の父母が死亡した場合にあつては 3 日、血族の孫及び伯叔父母並びに姻族の子、祖父母、兄弟姉妹及び伯叔父母が死亡した場合にあつては 1 日
16		臨時的任用職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	配偶者の分べんに係る入院等（つわり又は妊娠に起因する体調の不良等のための入院は含まない。）の日から当該分べんの日後 2 週間を経過するまでの日につき 2 日
17		臨時的任用職員が生後満 1 年 6 月に達しない子を育てる場合	1 日 2 回合わせて 90 分を超えない範囲内で必要と認める時間
18		臨時的任用職員の配偶者が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時的任用職員	産前産後の期間における 16 週間（多胎妊娠の場合にあつては 24 週間）につき 5 日を超えない範囲内で必要と認める期間

		がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
19		9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時的任用職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間につき 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）を超えない範囲内で必要と認める期間
20		条例第 12 条第 1 項に規定する要介護者の介護その他の教育長が定める世話をを行う臨時的任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間につき 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）を超えない範囲内で必要と認める期間

21		臨時的任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月1日から9月30日までの間において5日（7月1日から9月30日までの間継続して任用されない場合にあっては、その間の任用の期間18日につき1日の割合で算出した日数（1日未満の端数は切り捨てる。））を超えない範囲内で必要と認める期間
22		その他前各項の場合に準ずる特別の事由がある場合	必要と認める期間又は時間
23	介護休暇		要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認める期間
24	介護時間		要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認める時間

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の制定について

1 制定の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により府費負担教職員の給与負担等の権限が移譲されることに伴い、当該教職員に対しても本市規定を適用することとなる。

これにより、教育委員会所管の学校の臨時的任用職員は、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の適用を受けることとなり、適用内容の詳細に関しては任命権者において規則を定める必要があるため、本規則を新たに制定するものである。

2 規則の主な内容

勤務時間、休日、休暇等に関する事項に係る規定整備

- ・勤務時間及び休日（第2条）

臨時的任用職員の勤務時間及び休日については、臨時的任用職員以外の常勤の職員の例による旨を規定

- ・時間外勤務（第3条）

校長又は園長が、臨時的任用職員に対し、所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命ずることができる

- ・休暇の種類（第5条）

臨時的任用職員の休暇は年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする旨を規定

- ・臨時的任用職員の休暇の特例（第9条）

教育職給料表適用の臨時的任用職員（いわゆる常勤講師）にかかる休暇の特例について規定

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日